

洲本市長 様

私たちは、おいでよ洲本新生活支援事業における補助金等（以下「補助金等」という。）の交付の申請に当たり、下記に掲げる事項について、誓約し、及び同意します。

記

1 誓約事項

- (1) 洲本市に定住する意思を有すること。
- (2) 次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
 - ア 補助金の交付の対象となる事務又は事業に関し、国又は地方公共団体から補助を受けた者
 - イ 生活保護法による保護を受けている者
 - ウ 住民基本台帳法に違反している者
 - エ 洲本市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者
 - オ 洲本市税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則第3条第1項に規定する市税等の滞納者に該当する者
- (3) 洲本市補助金等交付規則及びおいでよ新生活支援事業補助金交付要綱の規定に従うこと。
- (4) 前号の規定に違反した場合又は補助金の交付を受けた日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、洲本市の区域外に転出し、若しくは第2号（イを除く。）に掲げる事由のいずれかに該当した場合は、市長の命令に応じて直ちに当該補助金の全額を返還すること。

2 同意事項

補助金の交付の決定又は返還の命令に関する判断その他おいでよ洲本新生活支援事業の実施に関し必要な事項を調査するため、洲本市の職員が洲本市の機関が保有する情報を利用し、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。

（上記の誓約及び同意をする者）

住 所		住 所	
氏 名	㊦	氏 名	㊦
生年月日		生年月日	
住 所		住 所	
氏 名	㊦	氏 名	㊦
生年月日		生年月日	
住 所		住 所	
氏 名	㊦	氏 名	㊦
生年月日		生年月日	

注 補助金の申請に当たっては、移住世帯又は新婚世帯に属する世帯員全員の誓約及び同意が必要です。